

年間完成工事高契約の特長

1

掛金が安い

少ない経費で運営ができる共済保険。従ってその分掛金の安さとして還元できます。営利事業でないのが最大の強みです。

※掛金計算については6ページの掛金早見表をご参照ください。



2

災害発生時に企業が負担する諸費用も補償

被災者等に対する追加的補償はもちろんのこと、労働災害に起因して保険契約者が負担する諸費用を最大2,500万円まで補償します。

※詳細については15～16ページをご参照ください。



3

契約者割戻金制度で掛金負担が軽減 (令和4年度より導入)

毎年の保険事業の決算において、経常収支に発生した剰余金については契約者へ還元しますので掛金負担が軽減されます。

※詳細は12ページをご参照ください。

4

補償額の上限無し

同一事故で多数の方が被災された場合でも、それぞれの被災者に対して保険金を支払います。また、契約期間中に複数の事故が発生しても、それぞれの被災者に対して保険金を支払います。



5

下請労働者も補償

自社雇用の労働者に対する補償はもちろんのこと、下請企業に雇用される労働者も無記名で補償します。同一現場で元請企業と下請企業がともに加入していた場合、下請労働者が被災したときはそれぞれに保険金を支払います。



6

事業主補償

保険契約者である事業主（労災保険の特別加入をすることができるもの）は掛金を徴収せずに基幹契約に含めて補償します。



7

経営事項審査において15点の加点

申込手続き完了後、共済団から送付されます「加入証明書」を経営事項審査時にご提示いただきますと、加点評価されます。

※詳細については20ページをご参照ください。

共済団が行うその他の事業

①奨学金の給付(育英奨学事業)

建設共済保険で保険金が支払われた被災者の子供に対して、返済不要の奨学金を給付します。

※詳細については17ページをご参照ください。

②安全用品の頒布(労働安全衛生推進事業)

建設共済保険の保険契約者に対し、工事現場の安全衛生環境整備に関する物品を頒布します。

※詳細については18ページをご参照ください。